

平成30年 6 月20日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
書 記	坂 本 裕美子
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	中園	昌秀
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	石川	幸一
税	務	丸山	隆
市	民	栗秋	克彦
子	育	平島	英敏
健	康	橋爪	美栄子
都	市	原	寿之
上	下	溝上	啓之
学	校	原	亮一
黒	木	井上	秀樹
立	花	中島	強
上	陽	井上	明
矢	部	木田	博徳
星	野	江頭	弘之

議事日程第6号

平成30年6月20日（水） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第2 議案上程・説明
 - 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第4 特別委員会の設置について
 - 第5 特別委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

- 議案第58号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 八女市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 議案第63号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第1号）
- 請願第3号 教育予算の確保と拡充を求める意見書採択のための請願
- 請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

- 議案第67号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 委員会提出議案第3号 教育予算の確保と拡充を求める意見書
- 委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

第4 特別委員会の設置について

新庁舎建設特別委員会

第5 特別委員会委員の選任について

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。開会に先立ちまして、先日発生をいたしました大阪北部を襲った地震、本当に甚大な被害をもたらしました。被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしたいと思います。一日も早い復旧・復興を願っているところでございます。八女市議会といたしましても協力をしていきたいと思っておりますので、どうか議員各位の皆さん方におかれましても御理解をお願いしたいと思います。

それでは、お知らせいたします。

お手元に追加議案及び資料、委員会提出議案、提案理由書、委員長報告書を配付いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 委員長報告

○議長（川口誠二君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会におきまして厚生常任委員会に付託をされました議案第58号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）、以上2件を議題といたします。

本案につきまして厚生常任委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（小川栄一君）

おはようございます。厚生常任委員会に付託されました議案第58号、議案第64号につきまして、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第58号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行及び国民健康保険税の適正な賦課のため必要な改正をしようとするものであり、主な改正の内容は、国民健康保険税の資産割額を廃止するもの、国民健康保険税の医療分に係る賦課限度額540千円を580千円に、世帯別平等割額22千円を24千円に改めようとするもの、また、国民健康保険税の減額について課税

の基礎となる総所得金額が一定以下の場合に、平等割額及び均等割額について7割、5割、2割の減額を行っており、今回、平等割額の改正に伴い、その額を改めようとするものとの説明がありました。

また、国民健康保険税の均等割額及び平等割額の軽減判定に係る所得のうち、5割、2割の軽減を判定する算式を改正し、軽減の対象となる世帯を拡大しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り委員より、資産割を廃止することにより、今後、県への納付金がふえてきた場合、毎年、税率改正が必要になる可能性があるのかとの質問に対し、納付金の算定は2年前の国保税により算定されている。今後、赤字になった場合は税率改正が必要になる場合もあるとの回答がありました。

次に、資産割を廃止した場合については約半分を平等割で補うことで調整されているが、それで補えるのかとの質問に対し、平成29年度の決算見込みでは、平成28年度に医療費が抑制されたことで県からの特別調整交付金が例年より多く交付されたため黒字であるとの回答がありました。

次に、資産割を廃止することによる国保世帯への影響はどの質問に対し、国保世帯全体のうち55%の世帯に影響があり、平等割は高いところで年間2千円の増になるとの回答がありました。

次に、今後の県とのやりとりについて質問があり、市としては県内の保険料の均一化を求めている。他市とともに、県に対し保険料の均一化を求める申し入れをしているとの回答がありました。

次に、医療費削減のために健康事業などが重要になってくるのではないのかとの質問に対し、今年度は健康ポイント事業に取り組んでおり、特定健診やがん検診などを受けていただくことで医療費の抑制につながる。あわせて、市民に対し健康に対する意識の向上を図っていきたいとの回答がありました。

次に、議案第64号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容は、県への国民健康保険事業費納付金の増額並びに国民健康保険税の試算結果に基づく増額と繰入金の減額及び繰入金の増額であるとの説明がありました。

質疑に入り委員より、徴収率の推移について質問があり、平成25年度が94.71%、平成26年度が94.76%、平成27年度が95.01%、平成28年度が95.79%、平成29年度が95.59%であるとの回答がありました。

また、一般会計繰入金のうち、6節のその他繰入金の内容について質問があり、医療費補填の目的を除くもので、市の政策に係る事業分であり、「はり・きゅうの施術料、葬祭費、

障がい者及びひとり親医療等の現物給付の医療費助成に対する国民健康保険への公費負担の減額措置、いわゆる波及増カット」について一般会計から繰り入れているとの回答がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては両議案とも全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。以上です。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第58号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託されました議案第59号 八女市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

おはようございます。それでは、総務文教常任委員会に付託されました議案第59号 八女市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について審査いたしました概要及び結果について御報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

質疑に入り、平成30年7月1日からの施行であるが、具体的に採用する職種が決定しているのかとの問いに対して、今の段階では具体的に検討していない。今回の条例は7月以降の豪雨災害の災害対応に備えて制定するものであるとの回答がありました。

次に、災害対応以外の業務もあるのかとの問いに対して、筑後市では保育士、久留米市では臨床心理士や図書司書、ケースワーカー等の任期付職員を活用されている事例がある。八女市でも今後、専門的職種が必要となる業務が生じる場合も考えられるとの回答がありました。また、平成16年の法改正により専門職以外の職についても採用できることとなっているとの説明を受けております。

次に、年齢制限はあるのか、再び任期付職員となることは可能かとの問いに対して、年齢制限は設けられていない。また、引き続き採用する必要がある場合には、改めて選考または試験によって再度任用することができるとの回答がございました。

次に、条例第2条に「選考により」とあるが、誰が選考するのか、公平性は保たれるのかとの問いに対して、任命権者が選考するので、市長部局であれば市長、教育委員会部局であれば教育長が選考する。当面は第3条の任用試験による採用を考えているため、第2条での任用を適用する段階で公平性の確保について検討したいとの回答がありました。

質疑後の討論では、正規の職員で対応すべきであるという趣旨で反対討論が1件ございました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては賛成多数で原案を認めることに決しました。議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（森 茂生君）

議案第59号に反対の立場から討論を行います。

この条例は、今後災害が発生したときに備え職員の確保に対応できるように制定するものであるとの説明ですが、具体的には今からのようですけれども、先にこの条例を制定している他市の活用事例を見ますと、窓口業務から看護師、教諭、給食調理員、防火業務、清掃業務などなどで、ほぼ全部の職種がこの条例の対象になっております。

また、公務員の採用は公平で客観的な競争試験に基づいて行われることが原則です。しかし、この条例第2条には職員を選考により任期を定めて採用することができるとなっております。誰が選考するかといえば任命権者で、市長部局であれば市長です。任命権者は専門的な知識、経験を有する者という抽象的な基準に基づいて、その都度の判断により任命権者が個別に採用できるようになります。公平性の確保は第2条での任用を適用する段階で検討するという説明ですけれども、今から考えるでは到底納得できるものではありません。

八女市では約4割が非正規職員です。この上に、新たに任期つき職員という不安定雇用が拡大することになります。私は原則として正規職員で行うべきと考えております。このように言えば時代錯誤のように聞こえるかもしれませんが、政権が変わった韓国では、経済政策の重要な位置づけとして非正規を減らすことが最優先課題とされ、国や自治体など公共部門が率先して非正規を正規職員に段階的に転換計画が実行されているのが現状であります。不安定雇用をなくすことが市民サービスになり、内需拡大にもつながり、有効な経済対策の一つになると考えております。

以上の理由により議案第59号に反対するものであります。

以上です。

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託されました議案第63号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきまして予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（大坪久美子君）

おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第63号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第1号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、原案どおり認めることに決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会委員長から、矢部地区小中学校増改築事業について6点。

1、土地の購入、増改築の必要性等について。

矢部地区では地元のPTAを中心に、地域とともにある学校づくり推進協議会という組織を立ち上げられ、教育委員会に要望をされた。それを受けて、教育委員会で矢部地区小中学校あり方検討委員会に諮問し、公立の矢部地区の義務教育学校にすること、校舎は現在の矢部中学校を使うべきであるという中間答申を受けている。

これを受けて教育委員会としては、平成32年4月の義務教育学校開校を目指している。義務教育学校は9年間を一体的に一貫した教育を行うということが一番の特色であるため、一体的な校舎利用が一番重要であり、そうした場合に現在の中学校の校舎を活用しながら、矢部小学校の機能を一体的に隣接させるということが最善であると考えている。

このことから、校舎整備のための委託料、隣接地の土地購入が必要との説明を受けたことの報告がございました。

2、新しい学校の運営方式について。

義務教育学校は1年生から9年生の小学校6年間で中学校3年間で、入学してから4年間の1年生から4年生は学級担任制を設けること、次の3年間の5年生から7年生は、5年生の段階から教科型教室を活用して、一部教科担任制を導入し、自立した学校生活の構築と職員の間による専門的な指導の充実を考えていること、最後の2年間の8年生、9年生は、自己実現、高校入試に向けた自分の将来目標に向けた取り組みを支援するため教科型教室を活用すること、1年生から4年生の普通教室を兼ね備えるため、普通教室部分について新たに隣接する場所に増築することが報告されました。

3、中学校を利用する理由について。

平成15年建設で校舎が新しいということ、また、サイズの問題で小学校の校舎を中学生が使うことは難しいこと、さらに、教科型教室が矢部地域に根づいたシンボリックな学校であるという協議会からの意見もあり、総合的に勘案して中学校を使うという答申を受けていること。

4、増築部分の部屋数等について。

1年生から4年生の普通教室を増築すること、最小限の費用負担を考え別棟で計画していること、部屋数としては普通教室が3から4部屋で、そのほかに学童保育、相談室等を設置すること。

5、現在の中学校の利用について。

5、6年生の教室として現在の中学校の道徳室を改修し、一部教科担任制とすること。

6、設計費用が高過ぎるのではないかとの質問について。

矢部小学校の機能を矢部中学校の隣接した土地に兼ねるという形での考えられる最大限で想定しているため、今後、合理的な活用も含めて、実際に現場を精査しながら機能等について検討していくことが報告されました。

次に、厚生分科会委員長から1点。

生活保護電算システム改修業務委託料の内容について。

国では、ことし10月から3カ年かけて生活保護基準の見直しが行われるため、この見直しに対応できるように電算システムを改修することの報告がございました。

次に、建設経済分科会委員長から1点。

九州北部豪雨災害復旧事業竣工式典業務委託料について。

平成30年度の当初予算で計上せずに今回の補正予算となったのはなぜかとの質問に対して、前年度からこの竣工式典を福岡県と共同で開催したいと協議していたが、県としては5月に柳川市で開催された矢部川・沖端川河川激甚災害対策特別緊急事業竣工式と一緒にしたいという方向性であった。

しかし、八女市としては、河川だけではなく市道、林道、農業災害復旧事業全体の竣工式を市内で行いたいということで、4月以降に再度県と協議を行った結果、市の意向に沿う形で県と共同開催する計画が整ったため、今回の補正予算に計上したとの報告がございました。

以上が今回の各分科会委員長からの報告事項でございます。議会におかれてもよろしくお願い申し上げます。予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託されました請願第3号及び請願第4号、以上2件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

総務文教常任委員会に付託されました請願第3号及び請願第4号について、審査いたしました概要及び結果について一括して御報告申し上げます。

審査に当たりましては、紹介議員より請願の内容について説明を受けたところであります。

まず、請願第3号 教育予算の確保と拡充を求める意見書採択のための請願について御報告申し上げます。

本請願は、現在の基準で1学級40人以下、小学校1年生に限っては35人以下となっている学級規模をOECD諸国並みの30人以下の学級とすること、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き下げ前に復元することの2項目について、関係行政庁に対して意見書を提出するよう求められたものであります。

続きまして、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願について御報告申し上げます。

本請願は、地方自治体の果たす役割が拡大する中で、人口減少対策など新たな政策課題に直面していること。また一方で、公的サービスを担う人材に限られる中で新たなニーズへの対応が困難となっていることにより、これに見合う地方財政の確立を目指すため、請願内容の5項目について関係行政庁に対し意見書を提出するよう求められたものであります。

審査の中では、2番目の請願事項に、急増する社会保障ニーズへの対応とあるが、どのようなことなのかとの質問があり、紹介議員からは、社会保障部分については財政が困窮しており、地方に負担が来ている状況であるため、国としてきちんと対応してほしいという内容

が含まれているとの説明がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、両請願とも全員賛成で採択することに決しました。

なお、本会議において両請願とも採択いただきましたら、後ほど意見書案を提案させていただきますので、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、請願第3号 教育予算の確保と拡充を求める意見書採択のための請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

○8番（伊井 渡君）

この請願第3号に関しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

児童生徒たちの教育環境を少しでもよくしてやりたい、そういった思いからこの請願を提出されておりますことは非常によくわかります。しかし、今、我が国の借金は1,000兆円を超え、対GDP比で見ますと世界で最も財政事情が厳しい国になっておりますし、そういったことで、政府も何とか財政を健全化しなくてはならない、せめてプライマリーバランスだけでもプラスにせねばならないと一生懸命取り組んでおられますが、なかなかプライマリーバランスはプラスには達しませんし、先送り先送りとなっているのが現状のようでございます。

そういったことで借金はふえ続け、本当に危惧をするところではございますが、確かにOECD各国に比べ、我が日本の1クラスの小学校、中学校の児童数は多少多いとは思いますが、そんなにまで支障を来しているようには見えませんし、緊急性もないように感じますので、せめてプライマリーバランスがプラスになってからこういった請願は提出をしていただいても、私としましてはそんなに遅くはないのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、反対の討論とさせていただきます。

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

討論を終結し、採決します。

請願第3号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

討論を終結し、採決します。

請願第4号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案2件、委員長より議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第67号から委員会提出議案第4号まで計4件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

改めまして、おはようございます。平成30年第3回八女市議会定例会において報告2件及び議案13件を御承認いただき、まことにありがとうございます。

まず一言、直接関係はございませんけれども、先ほど議長からの御発言もありました大阪の地震災害、極めて甚大な被害が出ております。特に大阪の高槻市の被害もかなり大きいわ

けでございます。

実はこの高槻市は、筑紫君磐井と継体大王が争った、相手の継体天皇の遺跡がこの高槻市に残っておりまして、高槻市が10年かけて発掘調査をしたところでございます。15年の経過を経て記念事業をやりたいということで、高槻市長から御案内をいただきました。私は挑戦を受けたのならば逃げるわけにはいかんだろうということで行ってまいりました。式典で磐井のお話もさせていただきました。次の機会に八女市で磐井の歴史資料館記念事業を開催する折には、ぜひ高槻市長にもおいでいただきたいということで約束をいたしまして、必ず出てきますということでございましたけれども、今回このような地震災害に遭遇されて、今、大変な状況にあると拝察するところでございます、きょう高槻市長宛てにお見舞いと激励のメッセージを送らせていただきました。一日も早い復興・復旧がなされることを心から願っております。

この定例会にさらに2件を追加提案いたします。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第67号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

八女市立黒木中学校屋内運動場長寿命化改修建築主体工事を施工するため、公募型指名競争入札を実施しましたところ、黒木・八田特定建設工事共同企業体を工事請負人に決定いたしました。

本案は、黒木・八田特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川口誠二君）

市長の説明は終わりました。

次に、総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

委員会提出議案第3号及び委員会提出議案第4号について提案理由の説明を行います。

この意見書は、先ほど採択されました請願第3号及び請願第4号の趣旨に基づくものであります。

まず、委員会提出議案第3号 教育予算の確保と拡充を求める意見書について説明申し上げます。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。また、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要です。そのために条件整備が不可欠です。

したがって、少人数学級を推進すること、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を引き下げ前に復元することを求めて、関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

次に、委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について説明申し上げます。

来年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

したがって、地方財政の充実及び強化を図られるよう、請願内容に基づく5項目について関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても両議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長（川口誠二君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第67号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 工事請負契約の締結についてを議題と申し上げます。

本案について質疑を行います。

○18番（三角真弓君）

何点か質問いたしたいと思います。

今、黒木中学校の屋内運動場は築何年になるのか、お願いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

御説明いたします。

昭和48年に建築をされております。45年を経過しているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今回の地震等もございましたので、学校に関することに対しましては大変重要な課題だと思っております。

1点ですね、この黒木中学校というのは、今、地域の災害の避難所になっているのでしょうか。

○学校教育課長（原 亮一君）

指定避難所には指定されていないところでございます。

○18番（三角真弓君）

北部豪雨災害から6年がたちますし、梅雨入りして今からどのような事態になるかもわかりません。今後そういうことも考えた場合、この中学校が地域の避難所としての機能を持っていく建物として使っていくという考えがあるのか、これは市長……（発言する者あり）、ああ学校、お願いします。

○学校教育課長（原 亮一君）

現段階におきまして指定避難所に指定するかということについては明確にしておりませんが、将来的には社会体育の活用等も含めて総合的に考えていくべきだろうと考えております。

以上でございます。

○防災安全課長（石川幸一君）

補足して御説明申し上げます。

現在は指定避難所にはなってございませんが、その他の避難所という形で、地域の住民が自主的に避難できる施設として屋内運動場の会議室等を設置しておりまして、そのスペースについては今後も継続されていくものと考えております。よろしく申し上げます。

○18番（三角真弓君）

そういうことを考えていかないと、今後検討していくということであれば、災害はいつ来るかわかりませんので、ぜひ前向きな考えで検討していただきたいと思います。

この金額を見ますと入札率98.9%ということですけど、今後この起債に関してはどのようなになっているのか。この体育館の起債ですね。

○学校教育課長（原 亮一君）

今回の工事につきましては3種類の工事がございまして、議案でお願いします長寿命化の工事、それから電気設備工事、機械設備工事の3つの工事のトータルに対しまして国の補助金を受けているところでございます。その補助金がかからない部分につきましてが地方債を受けることになっておりまして、金額といたしまして268,300千円を予定しているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

最後になりますけれども、避難所としての機能を持った体育館として、例えば高齢者とか、赤ちゃん、乳児を持った女性とか、そういう方たちでも利用できるようなことも考えながら、設計また施工をしていっていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○21番（森 茂生君）

朝出てきて、ばたばたで見ましたので、ちょっと整理ができていませんけれども、公募型指名競争入札ということでは言われましたけれども、通常の指名と公募型というのとはどのような違いがあるのか、お尋ねします。

○総務課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

今回行いました公募型指名競争入札といいますのは、予定価格が3億円以上の建築工事につきまして、公募型というやり方で指名競争入札を行うものでございます。

○21番（森 茂生君）

3億円以上が公募型ということですが、ちょっとまだよく検討していませんけど、これを単純に見ますと、入札予定価格より工事請負価格のほうが多いわけですが、これは消

費税の関係でだろうと思えますけれども、ちょっと正確にお尋ねしますが、落札率はどのようになっていますか。

○総務課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

まず、税抜きの予定価格でありますけれども、これが375,100千円でございます。それと、税抜きの落札額が371,000千円で、落札率は98.91%となっております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

こういう書き方してもらおうと非常にわかりにくいんですけれども、わかりました。

何社で何回目で落札したのか、お尋ねします。

○総務課長（野田勝広君）

御説明いたします。

先ほど申しました公募型による指名競争入札、こちらに八女市内のAランクで格付をされております特定建設業の業者から申し込みがありまして、それが10業者でございました。10業者による入札を行いまして、1回目の入札で落札をしております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

議案書の契約の相手方ですけれども、仮契約書とちょっと違うわけです。議案書だけを見ると、株式会社黒木建設の代表取締役服部云々とこれは読み取れるわけです。この仮契約書みたいに、きちっと何々株式会社代表取締役何々、もう一つは株式会社何々の代表取締役何々と書く必要があるような気がしますけれども、この仮契約書を見ないと、この議案書だけでは非常にわかりにくいような気がします。その点、確認を——そういう書き方をしていたのかどうか、そこら辺ちょっと疑問がありますので、お尋ねします。

○総務課長（野田勝広君）

議案のほうは、この共同企業体、JVといいますけれども、そちらの代表者名で記入をしておるところでございます。

○21番（森 茂生君）

そしたら、過去にも代表者名で議案書には載せていたということで理解してよろしいんですか。

○総務課長（野田勝広君）

本日現在、そこまでの確認は行っておりませんが、従来に倣って今回も出しているものと思っております。

○21番（森 茂生君）

議案書を見た場合、共同企業体にはなっていますけれども、1社しかわからないわけです。ですから、当然、私は仮契約書みたいに両方とも載せていただかないと、これだけ見てはわからないような気がしますけれども、その点いかがでしょうか、どう考えておられますか。

○総務課長（野田勝広君）

今後また検討していきたいと思います。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号 教育予算の確保と拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、委員会提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました2件の意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に提出をいたしますので、御了承願います。

日程第4 特別委員会の設置について

○議長（川口誠二君）

日程第4. 特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。新庁舎建設にかかわる調査のため、委員会条例第6条第1項の規定により新庁舎建設特別委員会を調査終了まで設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、新庁舎建設特別委員会を調査終了まで設置することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は9名にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は9名に決しました。

日程第5 特別委員会委員の選任について

○議長（川口誠二君）

日程第5. 特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました新庁舎建設特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において中島信二議員、森茂生議員、牛島孝之議員、高橋信広議員、角田恵一議員、井本政弘議員、吉田達志議員、栗山徹雄議員、橋本正敏議員、以上9名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の議員を新庁舎建設特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

特別委員会の正副委員長が決まりましたので、御報告申し上げます。

委員長に井本政弘議員、副委員長に牛島孝之議員。

以上のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年第3回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会副議長 大 坪 久美子

八女市議会議員 小 川 栄 一

八女市議会議員 中 島 富 定